HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ原状回復法における優先的取戻し（２・完）　ー連邦倒産事例における擬制信託ー
Author(s)	植本, 幸子
Citation	北大法学論集, 56(2), 359-399
Issue Date	2005-07-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15371
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(2)_p359-399.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

アメリカ原状回復法における優先的取戻し（二・完）

――連邦倒産事例における擬制信託――

植本幸子

目次

序章　課題の設定と予備的考察
第一節　問題提起
第二節　アメリカ原状回復法の構造―コモン・ロー上の準契約とエクイティ上の擬制信託
一　アメリカ原状回復法とは何か

二　擬制信託に特有の要件
三　擬制信託の効果における特質
四　効果の制限－善意有償取得者
五　問題の所在
六　筆者の立場と擬制信託
七　残された問題
第一部　連邦倒産事例における擬制信託の考察
第一章　手続と問題の概観
第一節　管轄と法源
一　裁判管轄
二　審級関係
三　法源
第二節　連邦倒産事例における擬制信託の優先的効力の概観
一　問題の流れ
二　倒産法典の規定と具体的な論点
第二章　連邦倒産事例における擬制信託の取り扱い
第一節　リーディングケース－五四一条優位によるエクイティ優位説
第二節　リーディングケース後の裁判例
一　エクイティ優位説
二　制限的肯定説
三　否定説
四　その他
第三節　サーキット毎の判例の動向

（以上五六巻一号）

第四節　制限的肯定説のその後
第二部　学説の紹介と総合的な考察
第一章　学説による分析
第一節　一般債権者に優越する根拠
第二節　当事者の態様による救済の是非
第三節　具体的事案への当てはめ
第二章　擬制信託拡張の可能性
第一節　賠償額の範囲
第二節　擬制信託の限界
第三章　日本法への示唆
第一節　倒産法改正
第二節　担保権の問題
第三節　日本の信託的事例と擬制信託
結

（以上本号）

四　その他

他に、倒産法典上の規定の優劣に言及しない裁判例が存在する。まず、エクイティ上の救済の成立自体が、倒産手続の有無にかかわらず認められないために、倒産法に対する立場を明言せずにエクイティ上の救済の否定を導くものがある。それは、第七巡回区控訴裁判所におけるアイオワ州の事件、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[142]と第六巡回区控訴裁判所の、フロリダの土地に関する David A. Crabtree 事件【裁判例一五】[143]である。

Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[144]では、擬制信託

を詐欺的な行為の存在に依拠させる先例として General Coffee Corp. 事件【裁判例二】[145]を引用しながら、しかし、原告以外の破産債権者が燃料の供給者であり、善意有償の供給者間に優劣をつけるために擬制信託を用いることはできないとした。

まず、原告Xと債務者Aは、鉄道会社であり、積み替え輸送に関連して、互いに他方の運賃を取り立てており、AはXのために五万ドル、XはAのために一万ドルを取りたて、互いに相殺しようとしていた。Aが倒産を申し立てた時、そのような積み替え輸送残高につき、AはX以外の会社のとも併せて四〇六万ドルの債務を負っており、そのうちXに対しては一四〇万ドル強の債務を負っていた。それ以外の債権者の請求額は一九〇万ドルであった。また、債務者の資産は現金四四〇万ドルと若干の機械であり、積み替え輸送残高に信託が成立しないならば、総債権者に六四パーセントの配当がなされ得る状態であった。

Xは明示信託と擬制信託を主張して積み替え輸送残高の全額の取戻しを主張した。原審の連邦地裁は、積み替え輸送残高についての信託の成立を認め、鉄道の積み替え輸送システムの維持を理由として輸送残高について信託の成立を認めた先例[146]を引用した。

第七巡回区控訴裁判所は、まず、運賃回収ができなくなるリスクに備えて、鉄道会社は取引相手の信用調査を行うべきであり、積み替え輸送残高は、航空輸送においても自動車輸送においても無担保債権として扱われるのであって、信託の成立が認められなくとも積み替え輸送システムが破壊されることはないとした。そのうえで、まず、当事者の明確な意思表示が認められないので明示信託が成立せず、同様に復帰信託[147]も証明されていないとした。そして、擬制信託については、一般債権者である燃料供給者にも擬制信託が生じるもので、仮に総債権者が配当を受けた場合にも燃料供給者は請求額の全額を回収できるわけではないので不当に利得するものではないとし、善意有償の供給者間に優劣をつけるために擬制信託を採用することはできないとして、擬制信託の成立を否定した。

David A. Crabtree 事件【裁判例一五】[148]では、Aと債務者Bと訴外Cは、パートナーとして会社を設立した。その後Bはある土地を取得して、その土地の登録によるとAは受託者としてそれを所有したことになっていたが、そこに受益者が誰かの記載はなかった。その数週間後、信託についての合意と宣言がなされ、そこにおいてBは、自己とAとCのための信託において当該不動産を保有することに同意した。しかし、それらの合意と宣言は登録されなかった。二年後、財産所有目的の組合の形成

の宣誓は登録されたが、そこにおいても、受託者をAとするのみで、信託の受益者も信託の性質と目的も示されなかった。その後Bは倒産し、当該不動産は売却され、破産財団に組み込まれた。

Aは管財人に対して訴えを提起し、当該不動産はパートナーシップにより設立された会社のために保有されるものであって、破産財団とみなされるべきではないと主張し、パートナーシップを理由とする自己の持ち分を三分の一として、当該不動産の売却金の取戻しを要求した。破産裁判所は、理由なしの判決に置いて当該不動産はBの破産財団であり、かつAは売却金に権利を有しないとした。Aは上訴し連邦地裁は、フロリダ州法六八九・〇七(一)[149]の規定が、信託証書に受益者の記載が無い場合は、受託者は不動産の所有権を取得するとしていることから、債務者ひいては管財人が不動産の所有権を有するとして、第一審を維持した。そこでAは、さらに、フロリダ州法六八九・〇七(四)[150]の下では、信託の合意と宣言によって、自分にエクイティ上の権利が与えられ、管財人の不動産権はそのエクイティに従うものであると主張した。そして、General Coffee Corp. 事件【裁判例二】と Quality Holstein Leasing 事件【裁判例一】に依拠して、連邦倒産法五四一条（d）項は、五四四条（a）項に優越すると上訴した。

控訴裁判所は、本件は、連邦倒産法五四一条と五四四条の優劣に触れる必要はなく、フロリダ州法六八九・〇七(一)[151]の規定が、信託証書に受益者の記載が無い場合は、受託者は不動産の所有権を取得するとしていることから、被告にエクイティ上の権利は生じていないとして、被告の訴えを退けた。さらに、仮にフロリダ州法六八九・〇七(四)[152]が、未登録の受益者を妨げるべきではないという趣旨であるとしても、債務者から不動産権を獲得した管財人に対して強制しうるエクイティ上の権利を与えるものではないとした。

この判決は、最後の点から、倒産法の規定には触れないとしながら、理由付けは管財人優位説に立っていると解釈できる判決であるといえる。

逆に、未登録の信託証書に基づいたエクイティ上のリーエンの賦課を管財人に対抗して認める可能性を示したのが、ワシントン州の事件についての第九巡回区控訴裁判所の判決である、Professional Inv. Properties 事件【裁判例一六】[153]である。連邦倒産法五四四条に対して五四一条の優越を根拠とするものではなく、しかし、エクイティ上の請求権の存在について管財人の擬制悪意[154]が生じ、そのようなエクイティ上の請求に関しては、管

財人は否認権を行使し得ないとしたものである。

事案は、原告Xが、債務者Aに五万ドルを融資し、その融資の担保として、約束手形と、Aの不動産についての、担保のための信託証書を受領した。その信託証書は、登録されなかったが、Aの経済的困窮を知って、XはAの倒産を申し立てた。Xは当該不動産の売却を見越して、エクイティ上のリーエンを主張し、破産裁判所は、Xを単なる無担保債権者としてエクイティ上のリーエンを認めなかった。連邦地裁は、倒産申立ての時に管財人の擬制悪意が生じ、そのような場合には、管財人Yは、否認権を行使し得ないとし、第九巡回区控訴裁判所は、それを維持した。

しかし、差戻し審[155]において、このような、倒産申立ての時にエクイティ上のリーエンが成立したという前提に立って、そのことは逆に、倒産申立ての時までは完成しない信託証書であるということから、連邦倒産法五四七条（b）項[156]の下での否認権の行使が認められた。この差戻審の更なる控訴において、第九巡回区控訴裁判所は、理由を付記しないで原審を維持している。

本件において、エクイティ上の救済の成立の時点はどのように決せられているのであろうか。差戻し審の判決によると、裁判所が仮に擬制信託を認容したならば、その効果が申立ての時にまで遡るということがいえるであろうとしている。つまり、擬制信託の成立には裁判所の判決が必要であるとする立場に立ち、他方で、もしエクイティ上の救済が存在するならその引当てとなる財産は、破産財団から除外されるという立場に立ち[157]、エクイティ上の救済について制限的に肯定する立場に立つものであるといえる。

第三節　サーキット毎の判例の動向

以上の裁判例によると、倒産債務者に対してエクイティ上の請求をする者に救済を認めるかという問題につき、二つの点が問題となる。一つは、実体法的にエクイティ上の救済が成立するかという問題であり、もう一つは、エクイティ上の救済が倒産手続に対抗して認められるのかといった問題である。しかし、この二つの問題を処理する順番は決まっていない。本節ではこれらの問題について扱う。さらに、倒産手続に対抗してエクイティ上の救済が認められるとして、倒産手続に先じてエクイティ上の救済を示す判決や別訴が必要かどうかという問題がある。その問題については第四節で示す。

倒産法典上の規定に関しては、既述 David A. Crabtree 事件【裁

判例一五[158]】のように意識的に立場を明言しない裁判例もある。さらに、明言する裁判例にあっても、エクイティ優位説にあっては、制限的肯定説によっても結果が同じであるために、エクイティ優位説を示すだけで足りるので制限的肯定説に対する賛否を示さないケースが存在する可能性もある。また、エクイティ否定説にあっても、救済を与えないという結果を導くためのみに否定説の立場をとるだけで、エクイティ上の救済が認められる可能性を意識して制限的肯定説を説く必要がそもそもないケースもある。これらの場合には、その裁判所は事案が違えば別の立場をとる可能性もある。特に、エクイティの「救済性」を意識した制限的肯定説であるOmegas Group,Inc. 事件【裁判例七[159]】は、一九九〇年代の裁判例であり、エクイティ優位説あるいは否定説の裁判所においても、制限的優位説が今後説かれる可能性がある。以上の視点に立ち、以下、考察する。

まず、第五巡回区控訴裁判所は、テキサス州のQuality Holstein Leasing事件【裁判例一六[160]】と同じくテキサス州のHaber Oil Co.事件【裁判例一七[161]】により、エクイティ優位説の立場をとっている。さらに、両判決は、否定的であるとはいえ、エクイティ上の救済が実体法的に成立するかどうかということにまで判断を下しており、エクイティ上の救済を認容する別訴判決の存在を念頭においておらず、制限的優位説の定立する余地はない。しかし、いずれも結局はエクイティ上の救済の成立を認めなかった事例である。したがって、今後実体法的にエクイティ上の救済が成立する事案が出てきたときに、それを倒産法上制限する方法として制限的優位説を取り出す可能性はあるかもしれない。

それとは違って、第一一巡回区控訴裁判所のGeneral Coffee Corp.事件【裁判例一八[162]】では、エクイティ優位説でかつエクイティ上の救済が認容されている。しかし、逆に、その後に下されたChase & Sanborn Corporation事件【裁判例一九[163]】は、管財人優位説と同様の立場に立つ。【裁判例二〇[164]】は、連邦倒産法五四四条により、手続開始時に対抗要件が備わっていない者の行為の否認であり、【裁判例二一[165]】は、連邦倒産法五四七条により、通常倒産申立て前九〇日内の行為を、当事者の主観を問わず一律にできる否認が問題となっている。したがって、両判決を総合して制限的な優位説のサーキットであると推測する余地がある。すなわち、管財人としては、五四七条の規定による否認権を行使すれば済み、逆に、エクイティ上の救済を主張する者は、倒産申立て前九〇日よりも前に、自己の請求についての判決を得て、かつ執行を済ませる必要があるということになる。

そうすると、結局は、判決かつ先立つ執行を要するという制限的優位説の立場ととらえられる。これは、制限的優位説の中でもより制限的な立場に立つものと評価しうる。ただし、【裁判例一三】は擬制信託の主張がないので、擬制信託の成立の是非も含めた検討がさらに必要である。

第二巡回区控訴裁判所はエクイティ優位説に立つ。同巡回区のニュージャージー州の Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】[166]は、エクイティ優位説に立ち、擬制信託を認めた事例である。管財人は存在しないが、債務者は全債権者のために行動するもので、管財人の権能を有し、第三者性を有する。本件において裁判所は、明確に、破産財団は擬制信託の引き当てとなる財産を含まないとして、五四一条優位説に立っている。同様に第二巡回区控訴裁判所でニュージャージー州の事件である Koreag 事件【裁判例六】[167]もエクイティ優位説に立つ。

同じくエクイティ優位説に立つのが第八巡回区控訴裁判所であると考えられる。第八巡回区のアーカンソー州についての N.S.Garrott & Sons 事件【裁判例四】[168]は、再建債務者の取戻しの事案である。この事案は、エクイティを肯定しているが、第三者預託金の事案であり、明確に分別管理がなされ、かつ、目的物である金銭の占有が第三者にある事案である。したがって、異なる類型の事案においてどのような解決が導かれるかまでは示さない可能性もある。不誠実な債務者の取戻しの主張を例外的に否定したものであって、一般的に倒産手続全体においてエクイティの優位を示すものとは言えないと評価する可能性は残されている。

そして、第七巡回区控訴裁判所では、個別の類型としてエクイティ上の救済を否定した、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[169]と Belisle 事件【裁判例九】[170]が存在する。第七巡回区は全体としてエクイティ上救済否定の傾向が示されると考えられる。[171]

そして、第九巡回区控訴裁判所の三つの判決のうち、擬制信託を制限的に肯定するのが、Professional Inv. Properties 事件【裁判例一六】[172]であるが、差戻審では結局管財人の否認権が認められている。それ以前の判決である、Seaway Express Corp. 事件【裁判例一〇】[173]と Tleel 事件【裁判例一一】[174]も、ともに管財人優位説に立つ。したがって、擬制信託が否定される傾向が強いように推測される。

最後に、制限的肯定説に立つのが、第六巡回区控訴裁判所であり、Omegas Group,Inc. 事件【裁判例七】[175]と Mccafferty 事件【裁判例八】[176]がある。同じ第六巡回区の David A. Crabtree 事件

【裁判例一五】[177]は、理由付けは否定説に立つように解釈しうるが、別訴判決の存在しない事例であり、制限的肯定説でも結果は同じである。

以上のような現在検討した事案からは、巡回控訴裁判所において、破産財団に対抗する擬制信託の取り扱いについての立場は以下のように示される。

第二巡回区控訴裁判所　擬制信託肯定説
第五巡回区控訴裁判所　擬制信託肯定説
第六巡回区控訴裁判所　擬制信託制限的肯定説
　フロリダ州に関して擬制信託否定[178]
第七巡回区控訴裁判所　擬制信託否定の傾向
第八巡回区控訴裁判所　擬制信託肯定説
第九巡回区控訴裁判所　擬制信託否定の傾向
第一一巡回区控訴裁判所　擬制信託肯定説否定説の両方の判例

以下、第六巡回区控訴裁判所に特徴的である制限的肯定説についての射程と内容を考察する。

第四節　制限的肯定説のその後

第六巡回区控訴裁判所において、制限的肯定説である Omega 事件【裁判例七】[179]は否定されずに従われている傾向が見られる。そこで、擬制信託が認められるには、別訴で擬制信託の明言がいるのか、倒産時に別訴の判決ではなく提起があればいいのか、倒産開始後の別訴判決がある場合に判決が倒産前に遡及して擬制信託が認められるか、倒産前に別訴を提起したが判決前に倒産した場合に別訴の手続を維持できるか、といった問題について判例を分析する。

まず、一九九九年の Ares Indus. 事件【裁判例一八】[180]は、擬制信託を求める別訴提起が存在しない場合であり、裁判所は Omega 事件に従うことを明言し、擬制信託を認めるについて破産前に擬制信託を主張する側で別訴提起があることを要求し[181]原告の請求を退けている。

原告の権利についての事実関係は不明であるが、管財人による売却を無効にしたかったこと、かつ裁判所が「倒産法五〇七条（ａ）項（三）号の consumer deposit priority」[182]についての訴額を認めたらしい。本号は第三順位の債権者として個人の賃金や手数料、債務者の通常の営業過程における買主と売主が規定されている。このことから、倒産者のために販売する債務を受認したり請け負って自己の債務を履行した債権者で、現金からの回収が少なかった者のように推測される。原告Ｘは（一）Ｘ

が super-priority を持つことの宣言、（二）Xのための八四一二ドルの保護、（三）債務者Yの管財人がXに債権者リストを供給して債権者に通知ができるようになること（四）書記官（clerk）に強制的にXへ事件要録（full docket sheets）を供給させること、（五）書記官に強制して請求の証拠を登録させること、の命令を求めた。破産裁判所により否定され連邦地裁に上訴したが、Xは地裁のヒアリングに欠席した。連邦地裁はYの口頭弁論（oral argument）に基づき登録に示されたとおりに破産裁判所の決定を維持し、原告は連邦控訴裁判所に上訴した。

第六巡回区控訴裁判所は、Omega 事件【裁判例七】[183]において当裁判所が、一度破産が申し立てられれば擬制信託が破産財団に課され得ないと判決したとした。そして、擬制信託は不当利得についての救済手段であるが倒産法は債務者による詐欺にあった債権者のための独自の救済を規定することから、倒産法典の平等配当の制度に擬制信託が反するものといえること、たとえXが州の裁判所において判決を有していたとしても擬制信託の形式での救済を得ていないことを理由として、Xの主張を排斥した原審を維持した。

【裁判例一八】は以上のように、擬制信託そのものを認める別訴判決の提起を破産開始時に要求している。それに対して、二〇〇〇年の Blachy v. Butcher 事件【裁判例一九】[184]では、倒産手続き後に訴えを提起した債権者に対してエクイティ上の請求を認めるとしながらも、しかし連邦の租税リーエンには劣後させた。

夫Aと妻Y_1から成るB夫妻は、ディベロッパーとして夫Aの単独所有の会社Y_2を通し北ミシガンにマンションを建築しようとした。Aがパートナーであるミシガンのリミテッド・パートナーシップCから、B夫妻は四筆の不動産の譲渡を受け六四万ドル支払い、うち四〇・八一エーカーを一週間後にY_2に譲渡した。そのうちモーゲージ化していない部分一七・八三エーカーについて、A はY_2の社長として権原担保捺印証書に署名し夫婦共有財産権者としてB夫妻に譲渡し返した。その後Aは四〇・八一エーカーについて、権原保険会社X_1に権原保険調査報告書（title commitment）[185]を発行してもらった。しかしX_1は一七・八三エーカーについての再譲渡について見過ごしAも何も言わなかったため誤って一七・八三エーカーを含む四〇・八一エーカーの所有者としてY_2が登録された。Y_2は四〇・八一エーカーについて、集合住宅を建設し、そのうち九戸を原告X_2らや原告X_3らの前主に売却した。数年後Aは別の会社Y_3を作り、一七・八三エーカーをそのY_3に譲渡してから譲渡担保を設定して訴外

会社に融資をうけて集合住宅を建設して、うち三戸を原告X_2らや原告X_3らの前主に売却した。

一九八八年に連邦国税局Y_4が、一九八六年度から生じた未払いの連邦の所得税ほぼ六一〇〇〇ドルについての課税通知書を発行した。国税局に代わり連邦がB夫妻の財産に対し租税リーエンを申し立て、一七・八三エーカーがBの権利であると主張した。その二年半後に妻Y_1が破産を申し立てた後、$X_2$$X_3$らが、$Y_2$からBへの譲渡を知った。半年後に$Y_1$は倒産計画を修正して一七・八三エーカーについての所有権を請求したが、それまで土地の財産税は$X_2$$X_3$らが支払っていた。$X_1$～$X_3$は、$Y_2$からBへの譲渡が無効であるとしてAと$Y_2$～$Y_4$を訴えた。Aは自己の持ち分を$Y_1$に譲渡して二ヶ月後に死亡した。

事件は連邦地裁に移送されたがAの死亡のためXらは訴えを取り下げて、破産裁判所への移送申し立てが訴訟承継を理由として認められY_1の破産手続に併合された。

連邦地裁は、原告の正式事実審理省略判決の申し立てを認め、$X_2$$X_3$らに、彼らが所有する財産へのコモンロー上の権限を認め、係争財産上への擬制信託を認める正式事実審理省略判決を認めた。Yらは擬制信託について控訴した。国税局Y_4は国税局の租税リーエンをXの擬制信託に従属させる連邦地裁の判断について上訴した。

控訴裁判所は、国税局の租税リーエンに関して連邦地裁の判断を破棄し、しかしそれ以外の点では維持した。控訴裁判所は、不動産の個人所有者達はその財産についての会社の所有権を違法に保証したので、その財産についての連邦地裁による擬制信託の賦課は適切である、と認めた。国税局は適切に自己の権利を完成させ、したがって、当該財産上の国税局の権利を下位に置く連邦地裁の決定は破棄される、と付け加えた。

多数意見は、租税リーエンの優越の根拠として、［租税リーエンの成立がXらの訴え提起に先立つことから、］租税リーエンの成立の時点で擬制信託が成立していなかったとした。その上で、仮に擬制信託を認める判決が［Y_2からX_2らへの譲渡の時に］遡及するとしても、租税リーエンの優越は連邦法で定められているがそこに遡及により下位に置かれるという規定はなく、州法上のリーエンは州の判決に基づいてのみ完成されるとした。

そのような多数意見に対して**Siler**裁判官の反対意見があり、**Omega**事件【裁判例七】(186)の制限は倒産政策の帰結であり租税リーエンと擬制信託の問題には関係ないということ、擬制信託は判決さえあれば遡及するということ、国税局が納税者以上の権利を有しえない事例を示し、地裁の判決が全面的に維持され

るとした。

この事件は、破産外において、権利を完成させた者に対しては擬制信託が遡及して優越することを認めない立場を示している。理由付けにおいてはオメガ事件とは事案を異にするもので、擬制信託の判断にかかわらず、最終的には原告の請求を否定したので、反対意見の解釈が素直である。擬制信託を適切とする多数意見の判断は傍論である。

しかしながら、【裁判例一八】[187]と【裁判例一九】[188]がともに先例になるとするなら、擬制信託の主張には、破産開始時の別訴の存在が要求され、さらに【裁判例一九】の多数意見の考え方を加えるなら、擬制信託の判決があり、それが遡及することによって倒産開始前に存在していることになり倒産手続上は有効であるとしても、租税リーエンには対抗できない、ということになる。なお、【裁判例一八】は引用制限事例であり、後続判例はなく、【裁判例一九】も擬制信託に関連して追従している事案はない[189]。

これらは、ともに別訴判決の存在を擬制信託の前提としているのみである。別訴判決の存在の時点に関して、別訴判決の終局判決が必要なのか提起のみが必要なのかは不明である。別訴判決の提起はいつの時点で必要であろうか。通常は、倒産開始後には、倒産手続における対審手続以外で訴訟を行うことはないと考えられる。では、倒産開始前の提起ではあるが継続中に倒産手続が開始された場合にはどうなるだろうか。具体的には、倒産開始前の擬制信託の訴えについての自動停止効[190]を解除できるかどうかということが問題になる。

その問題に関して第六巡回区控訴裁判所の判決としてミシガン州の Kitchen v. Boyd 事件【裁判例二〇】[191]がある。ここでは倒産手続き前に債権者が擬制信託の救済を求める訴えを提起し、終結前に債務者が倒産し自動停止効がかかった場合の自働停止効の解除が問題になった。

申立人X_1と、ミシガンでライセンスを受けた不動産ブローカーである債務者Aは、X_3会社設立の合意をした。X_3会社の目的は、北ミシガンにおける不動産の購入し開発であり、株主であるX_1とAがともにX_3による財産の購入に合意して、その購入価格の五〇%を各株主が会社に融資するとされた。最初に購入しようとした八〇エーカーの一筆の土地の価格は四〇万ドルであり、合意によってX_1とその妻X_2はAに二〇万ドルの小切手を送付した。Aは自分の個人的な口座に小切手を預金し自分のために二〇万ドルを使用した。次に購入しようとしたカラカスカの財産についても、総計で、X_1とX_2は財産の購入価格の二分の

一についてX3会社の口座に送金したが、その口座に単独で署名する権限を有していたAが、自分自身の使用のために横領し続けた。Aは、X1に、すべては計画通りに進んでいると報告し、合意における財産についての権限証書の不正な謄本を引き渡した。その後X1とX2はミシガンに旅行して財産の状態を確認し、いかなる財産も実際にはAによって購入されていないことに気づいた。彼らはAの会計記録（financial record）を調査すると、Aは、コールベットというスポーツカー、四輪駆動のピックアップトラック、モーターボート、ガールフレンドBのための家屋新築、元婚約者Cへの六万ドルの融資、別のガールフレンドDのためのミュージックCD政策への五万ドルの投資、数万ドルを自分の不動産ビジネスの顧客の信託口座へのローン返済、数千ドルを、〝金銭を慎重に扱うことを理由として（walk around money）〟自分自身に現金配当した。[192] これらのうち財産を受領した第三者達をXらは訴えた。[193] 横領として警察が捜査、Aは有罪を答弁し、六～一〇年の拘禁とX1とX2への七五万五〇〇〇ドルの原状回復における支払いを命じられた。その後すぐに破産が申し立てられ、Xらの横領財産の譲受人らになされた訴えが、連邦倒産法三六二条の自動停止効の規定に従い自動停止された。

Xらは、州の裁判所における訴訟を続けることができるように自動停止解除か放棄を申し立て、破産裁判所は申し立てを一部認め一部否定した。破産裁判所によると、債務者Aによって X3の口座から第三者に直接に、債務者個人の口座を経由せずに移転された資産は、破産財団の財産ではなく、X1とX2は受領者から財産を回復する訴訟を続ける権利を有し、自動停止効の解除が認められる。しかしながら、何らかの方法でAのもとを通過した金銭や、A名義の権利のある資産の購入に用いられた金銭に関しては、破産裁判所は、破産財団の財産であり自動停止効の解除は認められないとした。そして、破産裁判所は、Aによって X3から第三者に直接移転した資産一七一五六・四八ドルの[194]停止を解除し、X1X2がX3会社に融資した金銭に起因する残りの資産五八二四六三ドル[195]についての解除を認めなかった。Xらは連邦地裁に上訴。連邦地裁の判決によれば、Xらの横領された財産に帰せられる財産が債務者の財産であるとした破産裁判所の結論は誤りであった。その結果として連邦地裁は、申立人らの財産に帰せられる財産についての残余五八二四六三ドルについて倒産法三六二条の下での自動停止効を解除しなかったという限りにおいて、破産裁判所の決定を破棄した。連邦控訴裁判所は、債務者が横領財産を用いて獲得した財産のコモン・ロー上の権利を破産裁判所が有しないとした部分について連邦

地裁の判決を破棄してその他は維持した。

実際に擬制信託の成立が裁判でどうなるかは別訴の問題であるが、もしそこで認められればエクイティ上の救済が原告らに認められることになる。この事案は、オメガ事件における制限的肯定説に関して、倒産事件開始時に別訴の提起を要求するが、その別訴の終結までは要求しないということを確認した判決であるといえる。なお、以上の【裁判例二〇】に従う判決として、オハイオ州の Morris 事件【裁判例二一】[196]では、州で原状回復の訴訟の上訴中に被告Xが倒産して原告Yに確認判決を求めた。

Xは事業の移転に必要な土地の購入について、長年の友人であるYから一七・五エーカーの土地を購入するために一七五〇〇ドルを借りて、当該土地の所有権を獲得した。その融資については一五年に渡り返済すると規定した cognovit note（認諾権限付与文言記載約束手形）[197]が作成された。XがYに、約束手形の条件に従わずに、しかしいくらか返済し、XはYを説得して事業のための建物建築に融資させた。譲渡担保も約束手形もいかなる担保権も得ることなく、YはXに一四九七五〇ドル追加融資した。YはXから二・五エーカーの土地を借りその上にXの事業のための建物を建て一五年で月払いの賃料として、追加融資分と利息を賃貸期間に渡り償還する意図で賃貸した。Xは

Yに知らせずにA銀行から四万ドルの融資を受け事業用不動産[198]に質権を設定しかつ銀行のための第一順位の譲渡抵当を設定した。Xは約束手形の下での支払いをせず賃料も支払わなかったが、Yは欠席判決の要求も支払い開始を一年延期する申し立てもしなかった。しかし、銀行の譲渡抵当を知ったので、約束手形に基づいた訴えを提起し一七一一四・一八ドルと法定利息に費用の判決を獲得した。Xがその判決に従わないのでYは譲渡抵当実行手続きを開始した。Yは二つ目の訴訟を下級裁判所に提起して追加融資の合意の下での賃料支払いの回復を求めた。裁判所は抵当権実行手続きに併合。事実審理の後裁判所は、約束手形に基づく残高は二三〇〇・一七ドルであるとして、その額と利息についてYは有効なリーエンを有するということを認めた。さらに、YのXに対する賃料を相殺した後に、裁判所はYに一四九七五〇ドルと利息を認めた。したがってYは判決により総額一五二〇五〇・一七ドル認められた。

YはXに対して不動産占有回復略式訴訟を申し立て、Xの建物と土地の占有が違法であると主張した。その後まもなく両当事者は和解し、占有回復略式訴訟を終結とXが建物と特定の七・七三五エーカーの土地Yに引き渡すことが合意された。XはXが和解に従わないことがない限り、立ち退き命令は発せら

れないという条件で未決定の占有回復略式訴訟における判決の登録に同意した。引き替えにXは譲渡抵当や判決リーエンの下での義務から解放された。これらの和解は受戻権喪失手続と不動産占有回復略式訴訟において、裁判所の判決として採用された。しかし、Xはその判決からの救済を申し立てた。Yは和解の執行を求めて反訴した。裁判所は「Xは速やかに和解に従うべきである」とXの和解の不履行に基づいて「Yは」コモンロー上であれエクイティ上であれ入手可能ないかなる救済にも着手しうる。」と判断した。Xは上訴してオハイオ州控訴裁判所は上訴を棄却し、その後YはYへの当該土地の移転登録を命ずる一方的命令（ex parte order）を裁判所から得、Xは上訴した。Yはそれに応じて、「Xとその事業は和解の条件に従わず、残期間五ヶ月間の賃料を払っていない」とし、かつ原状回復令状を申し立てた。証拠審理に続き、裁判所はXが賃料不払いであることを認めて令状を発行し執行官が建物を差し押さえるように命じた。Xは、Xが和解に従わなかったという事実認定と礼状の発行の両方について上訴した。その後Xは第一三章（定期収入者の債務整理事件）を自発申し立てた。

債務者XはYに対して所有権の確認を求めて対審手続を申し立てた。破産裁判所は債務者証書の正式事実審理省略判決を認めYが上訴。連邦地裁が維持したため上訴。控訴裁判所は、破棄差戻し、州の裁判所は和解の条件に従って債権者に債務者からの不動産権の移転を理由として強制執行可能な請求権を与えるとした。コモン・ロー上の権原は執行するまで債務者の下にあり続けるが、しかしそれには債権者のための擬制信託が課され、債務者の破産財団とならないとした。

以上の例により、第六巡回区控訴裁判所では、擬制信託を求める債権者が別訴を提起していることを要求するが、債務者の倒産開始時においてその訴訟が終結していることまでは要求しておらず、訴訟の継続に関しては自動停止効の解除が認められる。さらに、倒産手続開始後の訴えに関しては不明であるが、傍論ではあるが【裁判例一九】の立場によれば、債務者以外の者への訴え提起などといった方法で可能な場合があり得ることになる。

第二部　学説の紹介と総合的な考察

第一章　学説による分析

第一節　一般債権者への優越の根拠

当事者の取引における行為規範に着目する考え方は、その者が、自己の債権を回収し得ないような「危険の引き受け」をしたかどうかを重視する。

そして、そのような「危険の引き受け」は、エクイティ主張者が一般債権者に対して優越することを正当化する根拠に関係している。それは、一般債権者は、エクイティ主張者とは違って、債務者の無資力を「引き受けている」と評価しうるので、エクイティ上の救済を主張するものに劣後するのは差し支えないとするものである。もっとも、「引き受け」をどのような権利者に認めるかによって、一般債権者への優越がどのような場合に認められるのかが左右される。例えば、エクイティ上の救済を主張するものがそのような危険を引き受けるべきとされる場合もあると考えられる。つまり、危険の引き受けの有無によって、エクイティ上の救済の是非を判断することになる。

このような擬制信託の正当化の議論は、以上の「危険引き受け」を介した説明を含めて三つあるとされる。

松岡[199]によると、まず、「①返還権利者の元々有していた権原が違法行為による財産形態の変化によって失われるのは不当であるから、同一性を識別できる特定の財産が存在する限り、その上のエクイティ上の権原」が優先の根拠となる。次に、「②返還義務者の一般債権者は、責任財産に対して物的な権利を持たず、誠実な買い主の地位にない。」というものであり、この二つを重視するのが通説であるとされる。最後に、「③受認者の債権者が受認者の無資力を引き受けていたのに対し、受益者が引き受けていたのは受認者が誠実か否かという危険に過ぎない」ということが挙げられ①と②を重視するのが通説であるとされる[200]。

これらの「正当化根拠」が、実際のエクイティ上の救済に関する判断に与える影響は以下のようになる。

まず、①によると、エクイティ上の権原を根拠として、エクイティ上の救済を認めるので、このことから、「追及可能性」の要件が、エクイティ上の救済を主張する者に課されることになる。②の問題は、一般債権者の請求権の劣後性を表わすものであるが、一般債権者が「物的な権利を持たない」ということと「誠実な買い主（善意有償取得者）の地位に無い」としていることから伺えるように、①の取る、エクイティ上の権原の考え方の言い換えにすぎない。つまり、一般債権者が誠実な買い主であれば、エクイティ上の救済を主張する者は、エクイティ上の権原を主張できないことになる[201]。

松岡によると、③の問題が、「危険引き受け論」といわれる

もので[202]、エクイティ上の救済を主張する者が、債務者の無資力の危険まで引き受けていたと評価しうるかどうかということが、救済の是非の判断の基準とされることになる。その場合の引き受けについては、エクイティの救済を主張する者が、債務者の無資力時には取り戻せないことを知っていることを期待されうる者かどうかということのみならず、さらに、債務者の無資力の危険を回避しうるような行動をとることが期待されうるかどうかということも問題となりうる。

③の考え方を重視して、通説の「追及可能性」の要件に疑念を呈するのが財産膨張理論である[203]。しかし、財産膨張理論によっても、「救済の原因たる事由」の判断についての判断基準を呈していないために、どのような場合にエクイティ上の救済を認めるのかについては結局のところ議論を残すことになってしまう。例えば、追及可能性の要件を廃したとしても、要件を厳格にしてしまえば、実際には、救済の認められる場合が狭められることになる。他方で、通説によっても、「追及可能性」の要件と同時に「救済の原因たる事由」の要件も存在する。

どれも、連邦倒産事例においては、擬制信託の根拠となる事由についての考察を通して救済の是非が問われる。しかし、実際の裁判例においては、実際にエクイティ上の救済を認めるかどうかについては、倒産法上の擬制信託の扱い全般に対する立場と、擬制信託の根拠となる事由の両方を通して行われる。そして、たとえそれら以外の理由については言及がない場合であっても、それらだけでは充分には表れない判断基準によっている可能性がある。

他方で、エクイティ上の救済の根拠は、すべて併存しうるものであると思われる。また、本稿で扱った裁判例のうちにも、「危険の引き受け」に焦点を当てて、エクイティ上の救済を主張する者が、債務者の不当利得をもたらす状況を回避するべきであったか否かという判断基準によっているものがある。例えば、それは、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[204]である。これは、エクイティ上の請求者を擁護するためのもの「財産膨張理論」における「危険引き受け論」とは逆にエクイティ制限の機能を果たしている。他方で、エクイティを拡張しようとする議論である財産膨張理論は、どのような場合を危険引き受けのある事例とするかを狭く解釈すると考えられる。判例に関しても、「危険引き受け」がどのような場合に認められるかを分析することは重要である。

第二節　当事者の態様による救済の是非

Sherwinによれば、倒産事例における擬制信託の根拠には、「A．利得と損失の均衡」、「B．財産によって示される不当な利得」、「C．意思によらない債権者としての原告」の3つがある。[205] そして、それらに対応して求められる擬制信託の要件は、それぞれ順に、「(一) 債務者が、原告の損失において不当に利得していること」、「(二) 原告が、その利得を、一般債権者からの請求を受ける資産の中に、特定 (identify) できること」、「(三) 原告が、意思によって債務者に信用を与えたわけではないこと」である。[206] そして、三つの根拠のうち、AとBは、擬制信託を主張する者が、侵害者の一般債権者に対して優越することを説明したり正当化するには不十分であるとする。他方で、Cの根拠は、契約を原因とする債権者との区別を示すことによって、一般債権者への優越の根拠として重要であり、したがって、(三) の要件が必要であるとする。[207]

ただし、擬制信託による救済が一般債権者に優越する根拠を示すには、一般債権者が契約を原因とする場合と不法行為を原因とする場合の二つがあり、危険引き受け論の妥当するのは、一般債権者が契約を原因とする場合のみである。すなわち、契約を原因とする債権者とは違って、擬制信託を主張する者は、自己の損失の危険について合意していないことが、擬制信託の、契約に基づく請求への優越についての根拠となる。他方で、擬制信託を主張する者の、不法行為に基づく債権者との違いは、侵害者の利得に一致した自己の損失を、侵害者の資産の中に突き止められることである。[208] すなわち、不法行為を原因とする債権者への優越の根拠は、追及可能性に求められることになる。

しかし、このような、一般債権者への優越性の根拠は、擬制信託が主張されうるすべての場合にあてはまるとは限らないとされる。それは、例えば、窃盗から、詐欺や信認関係違反に行くに従い、契約との差はなくなると考えられるからである。[209]

そこで、このような観点に立って、倒産事例における擬制信託の是非を、原告の態様において考察することが、債務者と取引をした原告について必要となってくる。まず、詐欺等の違法を原因とする場合には、「原告が債務者と取引することを選択した度合い」と、「その際に債務者の違反行為や無資力を通した危険を負うことを理解していたか」を考慮して決するべきであるとされる。詐欺は、そのような意味での、原告が取引しようとする最初の決定に作用しなくてはならない。そして、「取引の商的性質」や、原告の「商業的知識」も問題とされる。具体的には、たとえ原告が消費者であっても、詐欺があったとされる取引が投機的なものであったなら、原告は危険を引き受け

ているといえるので、通常の契約を原因とする債権者と異なるところはないと解され、優先的な権利は否定されるべきなのである。[210] 次に、原告と債務者の間に信認的な取り決めのあった場合にも、合意による関係が前提とされているので、原告は、受認者が不誠実であることと無資力であることの危険を引き受けていると解されるべき場合であり、契約と区別しがたい場合であるとされる。Sherwin は、そのうち明示信託と弁護士への委任だけを、制度の維持のために危険の引き受け論が妥当しない例外であると位置づけ、その他の場合への信認関係の拡張については否定的な立場を取る。[211] そして、最終的には、このような複雑な総合判断を必要とする擬制信託を認める判例を訴訟経済的に批判する。

しかし、アメリカ法の原則と判例は擬制信託を肯定することにある。特に、第一節で示した③の衡量における危険引き受け論は、たとえ財産膨張理論とは関係のない場合でも、（三）のように、優先権の是非そのものに関する総合判断において重要な機能を果たしているといえる。アメリカ法の原則が、擬制信託が認められることであるので、【裁判例一四】[169] のように、擬制信託を制限する場合に働く。

さらに、「債務者の侵害行為を助長することを許さない」とするエクイティの当初からある利益衡量こそが重要である。善意有償取得者のみに追及が及ばず、善意でも無償の受贈者には追及が及ぶのであるから、善意有償取得者ではない一般債権者に侵害行為の反射的利益が及ぶことを認めることは疑問である。

第三節　具体的事案への当てはめ

以上に示した正当化根拠を背景として、当事者の態様のスペクトルを前提とした総合判断がなされるべきであるとの観点から本稿で取り上げた事案を、擬制信託の被請求者の違法性の程度と、請求者の危険の引き受けと回避可能性に着目して分析する。尚、制限的肯定説が確立した後に、それに従う結果、擬制信託を認める判決の存在という手続的な判断基準のみを重視する事案については、当事者の態様による利益衡量の余地がないためここでは扱わない。

たとえば、取引の性質に関してみると、まず、横領を原因としている General Coffee Corp. 事件【裁判例二】[212] と離婚後の扶養料に関する Mccafferty 事件【裁判例八】[213] は、そもそも取引を前提としていない事例である。しかし、それ以外の事案はすべて商的なものであり、当事者がある程度、危険を承知の上で取

引していると解されうる事案である。しかし、裁判所の判決においては、それらの全てにおいてエクイティ上の救済が否定されているのではなく、Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】[214]とN.S.Garrott & Sons 事件【裁判例四】[213]では、エクイティ上の救済が認容されている。しかも、この2つは、エクイティを主張する者が、問題となった取引の時点で詐欺に遭ったわけではないので、上述のような、Sherwin の立場によっては、批判される可能性が高い。

前述のような Sherwin の分析方法は、取引の態様を類型化して、大まかな定型ごとに、「危険の引き受け」があったとみなされるべき場合についての提言をなすものであった。このような「危険の引き受け」の考え方は、逆に言うと、一定の取引の場合に、当事者に対して、一定の危険を強制しようとするものということになる。それは、不当利得を主張する者が、危険を自ら選んでいることを根拠としてなされている強制であるから、逆に、その者が、危険を選択しないことが可能であったことを前提としているといえる。つまり、危険の引き受けは、危険の回避の可能性と裏表の関係にある。本稿における裁判例自体から示される、危険の引き受けを認めたり危険を回避する可能性があったとされるべき状況は、どのようなものであろうか。

実際に、このような、エクイティ上の救済を主張する者が債務者の不当利得をもたらす状況を回避するべきであったか否かという判断基準によっている裁判例が、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[216]である。この事件においては、裁判所は、エクイティ上の救済を主張した鉄道会社が、運賃回収ができなくなるリスクに備えて、鉄道会社は取引相手の信用調査を行うべきであったとし、また、必要ならば、しかるべき担保権を取得するべきであったということを明言して、エクイティ上の救済を否定している。

他に、エクイティ主張者の懈怠が、擬制信託を主張しなければならないような事態を導いたと評価されうるのは、Seaway Express Corp. 事件【裁判例一〇】[217]である。この事案では、エクイティ主張者は、自己の主張する擬制信託の原因となるような、債務者の無権限の行為について、知っていながら異議を申し出なかった。この事件は、倒産手続きに対するエクイティ上の救済の優位を否定する立場に立つものではあるが、エクイティ上の救済が否定されているという帰結のみにおいては、エクイティ優位説によっても変わるところはない。

逆に、通常詐欺を考えた行動を被害者がとるとは思えない場合は、General Coffee Corp. 事件【裁判例二】[218]である。この事件

では、債務者は横領金銭の転得者であり、権原を欠く者からの転得者であるから、そもそも権原を取得していない事例[219]であり、かつ、債務者自身がエクイティ主張者に対して詐欺を行っていた事例で、救済が認められている。

同様にエクイティ主張者の通常の行動により、擬制信託が必要な状態を回避しえない例が、侵害者たる債務者が積極的に、エクイティ主張者の権利を侵害しようとした Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】[220]である。この事件は、担保権に関する事案ではあるが、担保権の要件完了を妨げたのは、債務者による、担保権者に無断の担保物件の移転であった。この事件では、エクイティ上の救済が認められている。この事案は、エクイティ主張者が、債務者の不誠実な行動についての危険まで追うべきであるとすれば、救済が否定されるべき事案であるので、エクイティ主張者の危険の引き受けのみを理由としてでは説明がつかないと解される。しかし、裁判所の判断は、逆に、動産の担保権者がこのようなこと（債務者による不誠実な担保目的物の移転）についてまで危険を負わなくてもいいということを示しているといえる。

以上は、エクイティ上の救済主張者に、実際に救済回避の可能性があったかどうかを判断して帰結が導かれうる事案といえる。

次に、被害者について積極的に懈怠があったとまでは評価しきれない事案ではあるが、エクイティ上の救済が否定されたものでは、Quality Holstein Leasing 事件【裁判例一】[221]、Haber Oil Co. 事件【裁判例二】[222]、Omegas Group,Inc. 事件【裁判例七】[223]、David A. Crabtree 事件【裁判例一五】[224]、Chase & Sanborn Corporation 事件【裁判例一三】[225]、Tlee 事件【裁判例一一】[226]、Professional Inv. Properties 事件【裁判例一六】[227]、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四】[228]、逆に、認容されたものでは、Mccafferty 事件【裁判例八】[229]がある。

そして救済が否定されたもののうち、救済主張者が担保権の対抗要件を適切に備えなかった事例は、【裁判例二】、【裁判例一五】、【裁判例一六】である。【裁判例二】では、未登録の担保権者Y_1が、擬制信託により担保目的物が破産者AにではなくY_2に帰属すると主張した。しかし、登録が欠けたことが、Aの行為によるのか、それともY_1の行為によるのか、あるいは登録所のミスによるのかは不明である。そこで、Y_1の主張通りAによる詐欺があった可能性はあるが、実際には当初はY_2がY_1を騙そうとした可能性もあり、あるいはY_2がY_1に便宜をはかりたいだけのために管財人を騙そうとしている可能性もあり、誰が詐

欺的であるのかはっきりしない。【裁判例一五】と【裁判例一六】では、エクイティ上の救済を主張する者は、担保権の対抗要件を適切に備えてさえいれば、エクイティ上の救済を主張しなければならない状況に陥らなかった。これら三つの事例が結果として示しているのは、適切に担保権の対抗要件が備わるまでに生じる何らかの危険を引き受けるべきであるということである。しかし、その場合にも、上述の Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】[230]が示すように、明らかに債務者に不誠実な行動のある場合には、被害者の具体的な回避可能性に照らし合わせた、個別の判断が下されて、エクイティ上の救済が認められる余地もあると考えられる。他方で、【裁判例一四】、【裁判例七】や、【裁判例三】では、担保に関する合意を欠いている。しかし、【裁判例一四】で控訴裁判所が明示しているように、取引を行う者が担保権を有していれば、一般債権者に対する優先を擬制信託によって求める必要性は生じなかった事例であるので、エクイティ主張者が担保権を得る対策を講じなければならない場合であるということを示すものといえる。

逆に、既述のように、エクイティが認められた Mccafferty 事件【裁判例八】[231]は、上記のような、商取引に関連した救済否定例とは対照的に、取引に関連しない私人の権利が問題となる点が特徴的である。

第二章　擬制信託拡張の可能性

第一節　賠償額の範囲

「序」において示したように、狭義の擬制信託とは、原告の損失を「それ」とせずに、追及可能な財産について原告の財産の寄与する割合で返還請求を許すものであり、原告の損失を限度とするエクイティ上のリーエンに対比される。つまり、擬制信託は、原告の損失を超える金額にまで返還を認めるという点で特徴が著しい。

この点に関して、本稿で取り上げた裁判例についてみると、「擬制信託」に関する事例であるとはいっても、エクイティ上の救済を主張する者の損失を超えた取戻しを要求するものは皆無である。

まず、エクイティ主張者の担保的権利が侵害された事案である、Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】[232]、Quality Holstein Leasing 事件【裁判例一】[233]、Professional Inv. Properties 事件【裁

判例一六][234]、N.S.Garrott & Sons 事件【裁判例四][235]、Seaway Express Corp. 事件【裁判例一〇][236]においては、いずれも被担保債権の額そのものの取戻しが主張されているのみであり、損失を超えた取戻しは存在しない。また、いずれも、元々の担保目的物を超える価値を有する代位物が、新たに取得された事案ではない。

また、General Coffee Corp. 事件【裁判例二][237]、Omegas Group, Inc. 事件【裁判例七][238]、Chase & Sanborn Corporation 事件【裁判例一三][239]、Iowa Railroad Company 事件【裁判例一四][240]は、エクイティ主張者の失った金銭や物の取戻しが主張された事案であり、また、Haber Oil Co. 事件【裁判例三][241]も、合意に基づく金額の返還が請求されており、それぞれ、優先的な回収を要求しているのみで、損失を超えた請求まではなされていない。

また、エクイティ主張者が持分権を主張する事案は、離婚後扶養を原因とする Mccafferty 事件【裁判例八][242]のほかに、パートナーシップを原因とする Tleel 事件【裁判例一一][243]と David A. Crabtree 事件【裁判例一五][244]があり、持分自体の請求がなされている。いずれも、本来の持分権の対象となる財産によって新たな代位物が取得された事案ではない。しかし、パートナーシップを原因とする持分について、パートナーシップの合意が達成されなかった場合の自己の出資分の取戻しと考えれば、不当利得請求者の出資によって債務者が取得した財産に関して、請求者は、そのような出資の寄与した割合において擬制信託を主張することも可能であると解することができる。そこで、持分による取戻しが主張される額が請求者の元の出資を上回っていたかどうかについて見ると、まず、【裁判例一一】では、エクイティ主張者の六六五〇ドルの出資に対して、当該不動産権取得額は明らかではない。この場合、目的物における自己の損失の寄与した割合の算出が困難であるとともに、自己の出資を損失と捉えて主張しうる擬制信託の額が、おそらくは、合意によって主張される二分の一を下回ったと推測される。【裁判例一五】では、エクイティ請求者の出資額は不明である。しかし、この二つはいずれも、エクイティ主張者の損失を超えた請求がなされえたとも解され得る事案であり、しかし、判決はエクイティ上の救済を認容していない事例である。

しかし、本稿で取り上げた裁判例においては、該当する事案が無かっただけで、倒産事例においてもエクイティ上の救済を認める法域においては、理論上は、擬制信託の法理によって、原告の損失を超えた額の請求は可能である。ただし、学説においては、債務者が無資力の事例においては、エクイティ上の救

済はリーエンに限定するべきであるとするものも存在する。(245)

第二節　擬制信託の限界

追及の効果や擬制信託を認める状況を仮に広く認める場合、優先的回収に関して不法行為債権と賃金債権の問題が生じる。不法行為の損害が不法行為者に不当な利得をもたらさないような場合があり、また、賃金債権は「金銭や財産の損失」を伴わないために擬制信託がカバーできない問題だからである。したがって、判例の機能である擬制信託の正当化にあたっては、これら二つの債権者が制定法上十分な救済を与えられているかどうかを視野に入れて公平を論じる必要がある。

不当な利得を観念し得ない不法行為債権者に関しては、人身に損害を受けた者、財産に損害を受けたが相手方にはき出させるべき利得がない者が想定される。通常そのような被害を受けた者については、リスク回避の方法として、保険による填補が想定される。その保険商品における計算は、倒産による回収不能のパーセンテージを見込んで設計することが可能である。もちろん、倒産の可能性を計算に入れてしまうと入れない場合よりも保険料が高くなってしまう可能性はあるが、それは全体から見ればおそらくそう大きいものではないと予想される。しかし、すべての人間や財産が保険によってカバーされているわけではない。不法行為の債権者も、債務者が無資力な場合には不十分な救済を理由として優先的回収を与えられるべき要請がある。したがってそのような不法行為債権を持つ者が一般債権者として存在するような場合には、不当利得請求権者の擬制信託による優先的回収が衡平において制限されることも不当とは言い切れない。

しかし、擬制信託とはいっても、たとえば、詐取された物そのものが債務者の下にあると観念されるような場合にまで、不法行為債権に劣後させるというようなことは、擬制信託の背景にある価値の帰属観念に従うのであれば、単純に公平の観念に合致しうるとは言い難い。逆に、そのような場合であっても、不法行為の被害者を保障しようとする政策の下にある秩序が仮にあるとすれば、不法行為債権を優先させるべきであるという解決もあり得る。

同様の問題は労働賃金債権についても当てはまる。

賃金債権は連邦倒産法五〇七条（a）項（三）号により第三順位の優先破産債権である。第一順位は管財人費用や租税債権などの財団債権、第二順位は、手続申し立て後の通常の営業過

程で生じた認容債権である。他方で、公正労働基準法一五条（a）項（一）号[246]は、最低賃金に優先権を認めている。これは、まず、非倒産事例において、既存の担保権者にも優越する特別の先取特権であり、労働者により製造された製品に対して及ぶものである。さらに、この優先債権性は、倒産事例においても認められる。ただし、労働長官が差し止めの訴えを提起することが必要であり、それを欠く場合については解決が分かれているという。このことから、公正労働基準法による賃金債権の優越性確保は、限られた機能しか果たさない[247]。しかしながら、この場合において、材料供給者の代金とはどちらが優先するのか、あるいは同順位になりうるかといった点は問題となりうる。

第三章　日本法への示唆

第二章第二節で述べた擬制信託法理の拡張は、不法行為債権者や労働債権者、担保権者との利害調整が問題となる。そこで、日本法に関連しそれらに触れた後、信託法理の必要性について触れる。

第一節　改正倒産法

信託法理を拡張したとしても救済されえない債権者に関しては、日本法はどのように手当てしているであろうか。

二〇〇四年五月二五日に成立した改正破産法では、一年以上自力執行権を行使しなかった租税財団債権を優先破産債権に格下げする一方、破産前三ヶ月間の未払い給与および退職前給与三ヶ月分に相当する未払い退職金を政策的に財団債権に格上げする注目すべき改正が行われた[248]。これは「労働債権者の倒産被害額の一定部分を、政策的に財団債権として定額保障しようという立法であり」、「定額弁済型再生計画における協力業者定額救済の思想と制度設計面での近似性」があると言われる[249]。

仮に日本における擬制信託の法理の適用を考え、さらにその法理の拡張までを考えてみても、労働債権を「物や金銭に追及しうることを理由とする取戻し」として擬制信託により回収することは困難である。このような場合には労働者の生活保障をふまえた定額保障の考え方は有益である。

不法行為債権については非免責債権としての規定がある[250]。扶養料とともに、そのような債権者を保護する観点から、さらなる支払いの現実化のための法整備が必要である。さらに不法行為債権には、債権者の保護とともに、義務の有名無実化が進めば不法行為を助長することにつながりかねないこと、倒産関連

では、債務者に近い債権者による不法行為の黙認にもつながりかねないという観点からもより実効性のある制度の創設が求められる。もちろんその場合には、債務者の社会権も視野に入れた分割執行などの視点がなおざりにされてはならない。

擬制信託を拡張したとしても侵害者に利得が生じない場合の不法行為債権者に優先権を与えられないので、倒産法上優先的地位を与える必要性がある。

第二節　担保権の問題

日本法においては、包括的な譲渡担保権設定契約について所有権的構成をとり、動産売買先取特権者との関係において先立つ譲渡担保権の効力を認める(251)。これは譲渡担保権の法的性質に関して担保的構成と所有権的構成の形式に関する議論であるが、実質的にはどの債権者が優越するかということに関する利益衡量に関わる。

アメリカ法において、譲渡担保は担保的構成により説明される。アメリカ法では譲渡担保について、「所有権の移転」としての対抗要件が不備の場合に、譲渡担保権者は所有権の移転を受けた者としてエクイティ上の所有権により自己の権利の効力を主張することが可能である。この点では所有権的な構成をとっている。しかし、譲渡担保権者の側のそのような主張が認められるとしても、流動的な資産の包括的な将来譲渡であった場合には、主張する譲渡担保に関連した融資が対価として存在しなければ主張できない。したがって、当事者間の合意だけで譲渡担保権が創設されそれが誰に対しても実際に有効なわけではなく、あくまで関連した特定の融資の弁済不履行を条件とした条件付きの移転として、対抗要件的処理がなされる。債務者が無権原であったり、他人の権利に従う部分が混入していた場合に勝手に物権的な権利を創設できるものでもない。

昭和六二年最高裁判決の解説では、流動集合物担保の必要性が説かれている(252)。日本法の解決の背景には、担保の効力を広く強く認めようとする動きを重視した政策が働いているようである。

流動性のある目的物に対する担保権を重視する立場は、債務者である担保権設定者の金融の便を強調するのであるが、担保権の目的物の範囲が広くなるほど、当該担保権の付された融資の目的が個別的あるいは包括的に担保設定者の事業そのものとなる。そうであれば、そもそもその取引は、プラスマイナスがプラスの場合に回収する投機的な投資に近い性質を帯びるとの

評価も可能である。そして、そういった投機的な取引に入った者に対して、本来債務者が他人に対して負うべき負担を無視して利益のみを与えるのは矛盾しているように見える。

アメリカ法においては、売主のための約定の担保権も存在するのみならず、伝統的には本稿で示したような擬制信託、制定法化したものとして売主取戻権が存在する。[233] もっとも約定の担保権に関しては、担保権者が約定で排除可能であるので、[234] 担保権の優先に関しては期待されていない。日本法に関しては、債権者が債務者倒産のリスクに備えた担保取得として、所有権留保の制度が強調されることは重要である。

登録などの対抗要件を重視すれば、取引関係を持とうとする者は、登録を備えた担保を取得するようになる。また、UCCの取戻権に関してもそれを念頭に置いた迅速な回収をはかるようになる。いずれにせよ担保の及ぶ範囲が広がるにしたがって、それ以外の債権者の引き当てとなる責任財産が少なくなっていくことになる。当事者の合意のみで従来の強力な効果の担保権を認めてよいのかどうかということに再考が迫られるのではないか。

その場合でも、物に焦点をあて代償物を中心として問題を処理する擬制信託の考え方は、債務者に利得が発生した以上そこからの取戻を与えるのは好ましいという以上に、利益があるからこそ不法な行為を働いたり不法な行為を黙認することを否定する制度として必要である。

もっとも、現実においては制限的優位説は特定の領域に限られており、極端に他の権利を無視して担保の登録が進むこともないし、実質詐欺目的の企業でない限り、債務者企業が再建を続ける中では、融資者や担保権者が強硬な手段をとりあえずは執らずに、消費者的債権者や、納入業者などの営業に必須な取引先に少し振り分けがいくという実務がある可能性もある。逸脱した行為に対する矯正には貸手責任の余地も残っている。擬制信託とともに利益に伴う責任という点では立法的示唆が大きいといえる。

第三節　日本の信託的事例と擬制信託

日本において金銭についての不当利得返還請求権は、債権として行使される。[235] しかし黙示信託拡張の可能性があると考えられるため、信託的事例について考察する。日本では、信託設定や預金権利者については、合意重視の流れがあり、[236] 合意に重点を置いた信託的処理の拡張が存在するからである。

例えば、最判一小平成一四年一月一七日【裁判例(237)a】は、公共工事の請負者Aが保証事業会社Y_1の保証の下に注文者たる地方公共団体Bから支払を受けた前払金を、A名義の別口普通預金としてY_2に預金していた場合についてである。Aは工事の続行が不可能となったが前払い金から既履行分を控除した残金をBに返還しなかったため、Y_1が保証債務の履行としてBに残金分の額を支払った。Aの破産管財人XがY_1に対して預金債権の帰属がXにあることの確認、Y_2に対し本件預金の残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

最高裁は、保証事業法による保証約款から合意内容を確認して、AとY_1との保証契約という合意内容と、「A建築会社はもちろんBも、本件保証約款の定めるところを合意内容とした上で本件前払金の授受をした」とする。その合意に照らせば、「本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、BとAとの間で、Bを委託者、Aを受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立し」、「前払金が本件預金口座に振り込まれただけでは請負代金の支払があったとはいえず、本件預金口座からAに払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払としてAの固有財産に帰属することになる」とした。そして、分別管理と特定性、登記登録の方法がない財産であることから第三者に対抗できる（信託法三条一項）とした。信託が終了した場合に、権利は委託者のものとなる（信託法六三条）ことからも本件預金はAの破産財団に組み入れられることはない」（同法一六条）とした。

このうち、分別管理については、おそらく信託法三〇条の添附による帰属の変更がないことで、本件ではそのようなこともないので本件口座の財産が受託者Aに帰属することはないということの確認と考えられる(238)。

本件を合意を重視した「信託の拡張」として扱うのは、信託の文言、登録などと言った意味での厳密な明示信託ではなく、黙示信託である復帰信託であるからである。この事件では、預金された金融機関Y_2は、Y_1との業務委託契約という合意に基づいているとはいえY_1への支払いを行ったので紛争に巻き込まれることになった。しかしY_2が当該預金債務と自己のY_1への債権を相殺するなどの利害関係は顕れていない。したがって、Y_2は本件紛争については利害関係を有するが、実質的に対立しているのは、預入れ行為者であり口座名義人であるAの破産管財人Xと、自分に対する支払いのためにその口座をAに開設させたY_1である。

それとは違い、預入行為者に口座を開設させた者と、口座を有する金融機関の利害が対立した事案が、最高裁平成一五年二月二十一日【裁判例(259)b】である。これは、保険代理店A［建設会社］が、顧客から受け取った保険料を保険会社Xに送金するまで保管する目的専用に開設した、Y［信組］の支店の「X代理店A甲［個人名］」名義の普通預金口座（専用口座）の帰属の問題である。YがYのAに対する債権と本件預金債権とを相殺したので、Xは、当該預金口座においてAが原告Xのために収受した保険料等合計三四二万二九〇三円の払戻をYに請求した。

最高裁は、Aは預金口座の管理者であり受任者が委任者より代理権を与えられて「受け取った物の所有権は当然に委任者に移転する」が、金銭は「占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属」するとした。したがってAは収受した保険料の所有権はAに帰属し、「Xは、AがYから払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至る」ので、「本件預金の原資は、Aが所有していた金銭にほかならない」。分別管理の事実やAとXの合意は「金融機関であるYに対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない」として、X勝訴の第一審の仮執行としてXに給付された金銭の回復をYに認めた。他方で最高裁におおける反対意見は、口座の名義を重視して、Aに帰属した所有権は「Xの口座への入金により引き渡し義務が完了」するもので、Aが手数料を控除してXに送金する行為は、「Xの代理人として、Xの預金口座間で資金移動事務を行っている」とする。

多数意見は、金銭所有権という、実質論とは相対する基準を、「預金債権の原資」という実質的判断に用いているといえるので、疑問に思われる。仮に、保険契約者達が直接、当該預金口座に振り込んだ場合は、金銭所有権は顧客らにあると考えられる。その場合に例えば、AがXの代理店では全然無かったり、代理店業務をまともにやらなかったために顧客らが取り戻そうとしたときに、混和しない財産に関して顧客らは直接「預金債権者」となりうるのであろうか。あるいは、顧客らが送金した場合には、送金元である金融機関が金銭所有権を有するのであるから預金口座の原資が送金元の金融機関の金銭であるとでも分析するのであろうか。

日本法ではコモン・ロー上の権利とエクイティ上の権利という二重の分析がなされないために、実質論と外形的な権利者、

対抗の是非が、すべてひとつの「権利」において議論されてしまうと言える。しかし、そこにおいて議論される問題は別のものである。

多数意見における「預金債権の原資」論は、いわばエクイティ上の権利者の確定であり、本来不当利得や所有権を背景とした取り戻しの問題であり、それが「権利」としてコモン・ロー上の権利であるかのように扱われるのは、日本法において単なる不当利得による取り戻しが債権的権利であるのに優先的回収を認めるための必要悪である。しかしその「権利」はエクイティであり、そこでは「実質的な権利者」の確定のために、回収不能をも含みうる「他人の損失」を奇貨とした利得の禁止、善意有償取得等の総合考察が行われる。それらの判断基準が結晶化された権利が信託であり、信託を根拠とする権利もまたエクイティである。そして信託法理の解釈と適用、先例が無く判断できない場合、信託拡張の場合にはまた元の判断基準に戻るのである。

本件は、他人のために存在する口座から不当な利得を得る結果を促す判断にも見える。実質論を採らないのであれば、名義や預入れ行為者を重視すればいいだけである。そして、口座の名義は厳密に言えば、「X代理店A甲」のものであって、XのものでもないAのものでも甲のものでもなく、「X代理店A甲」のものである。したがって、「X代理店A甲」に対するのではないすべての債権に対しては相殺が許されるべきではない。

【裁判例a】の事案では三者間での合意が存在するとはいえ、根拠として重視される信託の成立の当事者に金融機関は入っていない。仮に【裁判例a】の構成を【裁判例b】に当てはめてみるとすると、保険契約者がXに対する保険契約の支払いのためにAに金銭を預けていることになる。保険契約者らは支払いのために預けているだけであって、融資などを目的として信用を与える消費貸借ですらない。Aが預かった金銭を自由に処分して利益を上げる等もおよそ前提とされていない。つまり当事者の意思を重視すれば、顧客とAの合意においてAはXのために預かっているのである。

信託における分別管理は、委託者や受益者のために受託者の義務であると同時に、受託者の債権者保護のためであって、信託成立の要件ではない。日本法における「分別管理」は金銭所有権の占有による判断を回避するための概念であり、「封金」概念の拡張であると評価できる。

封金概念拡張における金銭所有権の拡大が必要であるとともに、信託法理の浸透と拡大が切に求められる。金銭所有権の特

殊性はそもそも金銭への信頼確保にあるから、今後現物の貨幣の重要性がますます衰退するのに伴って、希薄化してしかるべきものである。そしてその特殊性により生じる問題の是正とともに、希薄化に伴って必要とされる責任財産の明確化として、明示された計算の必要性が生じ、計算や名義における分別管理の重要性や明示の必要性は重要になる。逆に言うと、「本来の現実の封金」のみを例外とするレベルでの占有信頼の保護には現在は意味がないと言える。分別管理に実効性を持たせるためにも信託法理の浸透とエクイティ的解決が強調されるべきである。

なお、最判一小平成一五年六月十二日【裁判例c】[260]は、弁護士X_2が顧客X_1の任意整理において保管するために預かる目的で開設した、弁護士名義の口座の金銭についての事案である。X_1の租税滞納を理由とするYによる差し押さえが問題になった。Yの差し押さえの取り消しをXらが求めたが、最高裁は、「当該金銭はX_2がX_1から交付を受けた時点において、X_2に帰属するものとなった」とした。そして、「本件口座は、X_2が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したもの」であるが、しかし預金契約の締結者と管理者はX_2であるので当該口座の預金債権はすべて「X_2の銀行に対する債権である」から、「X_1のX_2に対する債権を差し押さえることはできても、X_2の銀行に対する本件預金債権を差し押さえることはできない」とした。補足意見は「信託財産に属する金銭を弁護士が預金した場合の預金者が弁護士である」とする。

補足意見の裁判官は【裁判例a】にも関わっている。預金者が弁護士であるからと言って、差し押さえができないという点は疑問である。【裁判例c】は別口口座ではないことが【裁判例a】との違いであるが、【裁判例a】では、金融機関が受託者としての責任を負っているわけではない。一般論として受託者からの追及が預金によりおよそ免れられるように見えるのが問題である。

ただし、たしかに差し押さえはできないかもしれないが、【裁判例a】との違いとして、直接弁護士と金融機関に、金銭の実質的帰属者の確認や取り戻しを請求したらどうなるかということは別の問題である。さらに、そのような争いになった場合に、委託者や受益者という預金金銭の「原資」が、租税を滞納したX_1ではなく、X_1に送金した債務者となる可能性も、任意整理である以上可能性が無くはない。倒産であれば、X_1の債務者の意思に関係なく、X_1の有する債権はX_1の財産となる点に相違があ

る。当事者の意思から解釈して、租税債権者以外の債権者のための管理であったからということが実質的理由であると推測される。

以上の裁判例における事実についてアメリカ法の信託法理による処理によらせるとどうなるであろうか。預金に関しては多くの判例がありここでは触れられないが、関連する概観を示すなら、以下のようになる。［i］「一定の場合を除き、受託者が受託者として自己の名で行った一般預金について、銀行が倒産したときに受託者も受益者も優先権を有しない」[261]。しかし、［ii］「預金が信託財産であることを銀行が知っていた場合、銀行はその預金に関する債務と預金者に対する債権を相殺できない」[262]。［i］の例外として例外的に法律のある場合がある。

【裁判例a】は、信託が成立し当該預金債権は債務者の破産財団とはならないことには変わりがない。ただし、復帰信託の詳細な要件に関しての比較検討による分析が今後の課題とされる。【裁判例b】では、当該保険料は、保険会社のために代理店が預かったものであり、受託者Aが受益者Xのために自己の名で預金した口座であると言え、［ii］より、銀行の相殺は認められない。ただし、［ii］に関しては、どのような場合に「受託者として」行為したと認められるのか、銀行の悪意の基準時がいつになるのかについての問題が残される。

なお、信託違反により成立する擬制信託の場合の受託者の預金に関しては、信託違反について銀行が知っていた場合には銀行と被害者の間で擬制信託が成立する。しかし、しかし、銀行が信託違反を知らなかった場合については判例が分かれている[263]。明示信託を前提としない擬制信託についても同様の可能性があり、両方の場合についての分析も、今後の課題とされる。

結

序において提起した二つの問題につき、第三章第三節に置いて述べたように（一）金銭の所有を占有によって決する、ことが現在においては無意味である。その問題を仮に金銭への追及を認めることにより解消することを前提として、（二）の転得者からの取り戻しは、およそ転得者が善意有償取得かどうかにより決するべきであって、債務者の一般債権者への優越が一律に否定されるべきではない。それは倒産事例においても同様である。アメリカ法においては優先効が原則であるのでその倒産法上の制限が問題となるが、日本においては逆に倒産法典の立法上の問題として一定の場合に認めることが期待される。もし、

ものへの追及法理が一定の債権者への騙頗弁済を認めることになるのなら、追及法理に対する債権者の性質と優先性の正当化がが問われることによる制度設計がなされるべきであり、一般債権者の名文の下で追及法理が否定されるべきではない。

信託は約定による設定を念頭に導入されているが、そのような約定を行うのは、いわば前もって回収の方策を立てられる債権者である。信託法理は前もって回収の方策を立てられない者にも適用されるべきものなのであるから、部分的な導入は一定の当事者の利益偏重である。追及は制限的肯定説のように、実行に判決を要求することで裁判における適切な判断を通して行われることになり、無用な混乱は回避できる。もっとも制限的肯定説は法への無理解から生じた説であり、倒産前の訴訟を要するという点と遡及されないという制限は不要である。アメリカでも詐欺を証明できない事案はあるが、しかし、日本においては一般債権者というだけでの保護を見直すことだけでも必要であり重要である。なぜなら、善意有償取得ということを示す必要が相手方の当事者に出てくるので、救済される被害者が増えることになるとともに、侵害者により近い者の行動を律することが出来るようになり不法な行為の拡大や抑制につながるからである。もちろん、このような抑止は、制度設計の段階での動因や反射的な効果であるに過ぎない。たとえば、不法行為法がなければ不法行為が横行するかもしれないが、抑止のために不法行為法が存在するのではなく、法によって抑止効果が働いていたとしてもそれは反射的な効果に過ぎない。信託法理は抑止を根拠として存在するのではなく、擬制信託の救済は不当利得、物権や権利を根拠として与えられるものである。

(142) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535(7th Cir. 1988).

(143) In re Crabtree, 871 F.2d 36 (6th Cir., 1989).

(144) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535(7th Cir. 1988).

(145) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).

(146) In re Penn Central Transportation Co., 486 F.2d 519, 531-33(3d Cir. 1973).

(147) 復帰信託は、財産の処分時にその処分の相手方に受益権を与えない意思が処分者に存在することが推測できる場合に生じる（Restatement of the trusts §404：「復帰信託は、ある人が財産権を処分し、または処分させた場合において、その処分によって権利を取得または保有する者に、その財産権に対する受益権を享受させない意思を有

すると推測できる事情の下にその処分がなされたときに、発生する。但し、その推測が覆えされ、または受益権が他に有効に処分された場合は、この限りではない」（慶応義塾大学信託法研究会、米国信託法リステイトメント（三七）、信託一三二号（一九八二）、九三頁）。

(148) In re Crabtree, 871 F.2d 36 (6th Cir., 1989).

(149) Fla. Stat. Ann. 689.07は、「譲受人や譲渡担保権者の名に〝受託者〟や〝受託者として〟が付加されている場合には、付加された文言が使用されなかったかのように、権利が譲渡されリーエンが形成される。」とする。Fla. Stat. Ann. 689.07(1)は、以下のように規定する。「不動産の譲渡証書が、事前にあるいは事後的に作成されたときに、そこにおいて〝受託者〟や〝受託者として〟という文言が譲受人の名に付加されている場合に、そこにおいていかなる受益者も名指しされておらず、信託の性質や目的も示されていない場合には、たとえそれらについての宣言はなされていたとしても、完全な権原と権能をもって、単純不動産権を当該譲渡証書上の譲受人に与えたということが認められ、それにより宣言されなければならない。それにより、譲渡された不動産上のコモンロー上の権利と受益的権利の双方が、売却され、譲渡され、与えられ、妨げられる（encumber）ことになる。もっとも、反対の意思が譲渡証書上に示されない限りにおいてである。ただし、そのような譲渡証書の登録の時点で不動産の所在するカウンティの公式記録に登録が示されるべきでない場合には、譲受人による信託宣言は、そのような信託の目的を宣言することを述べているのではあるが、不動産が譲受人のためではなくして保有されているということの宣言を述べるにすぎない」。

(150) Fla. Stat. Ann. 689.07(4)：本節は、ある受託者のところにある財産（property in a trustee）の権原（title）や所有権を証拠立てる証書の登録以前あるいは以後に登録されるべき信託宣言を生じさせることをいかなる者についても妨げるものではない。そして、この節は、未登録の信託宣言の下での受益者を、信託宣言の条件をその受託者に対して強制することから妨げるものとして解釈されるべきではない。しかしながら、譲受人や抵当権者や他の者であって、対価をもってそのような受託者から譲渡抵当権の消滅や満足（satisfaction）を獲得し、それが、当該不動産の所在するカウンティの公的記録においてそのような信託宣言の登録がなされる前であるような者は、そのような権利を獲得したり、あるいは、当該信託宣言の受益者の請求と、そのような受益者によって、あるいは受益者を通して、あるいは受益者の下で請求する者の請求を明らかに免れるような、譲渡抵当権の目的物を保有しなければならない。また、そのような譲受人や抵当

権者らは、財産上の権利についてのそのような譲渡や、財産上の譲渡抵当権の譲渡や消滅や満足を獲得するために、提供された基金（funds）の引受をしようとする必要はない。

(151) Fla. Stat. Ann. 689.07 (1).

(152) Fla. Stat. Ann. 689.07 (4).

(153) In re Professional Inv. Properties, 955 F.2d 623 (9th 1992).

(154) 知り得たあるいは知るべきであった場合に擬制される悪意で、そのような場合には、悪意があったとみなされるもの。例えば、登録されている事項については、擬制悪意が成立する。

(155) 157 B.R. 166 (1993 Bankr.).

(156) 11 U.S.C. § 547 (b)（前号注（141））。

(157) 157 B.R. 166, 178 (1993 Bankr.).

(158) In re Crabtree, 871 F.2d 36 (6th Cir., 1989).

(159) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(160) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985).

(161) In the Matter of Haber Oil Co., Inc.,12 F3d 426 (5th Cir. 1994).

(162) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).

(163) Nordberg v. Arab Banking Corporation, 904 F.2d 588 (11th Cir. 1990)

(164) 11 U.S.C. § 544.

(165) 11 U.S.C. § 547 (b)(4)(A).

(166) In re Howard's Appliance Corp., 74 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).

(167) In re Koreag, Controle et Revision S.A., 961 F.2d 341 (2d Cir., 1992).

(168) In re N.S. Garrott & Sons, 772 F2d 462 (8th Cir. 1985).

(169) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535 (7th Cir. 1988).

(170) Belisle v. Plunkett, 877 F.2d 512 (7th Cir., 1989).

(171) なお、第七巡回区控訴裁判所では、エクイティ上のリーエンによって債務者が名目的な権利しか有しないことを理由として原告の取り戻しを認めたイリノイ州の In re Joliet-Will County Community Action Agency, 847 F.2d 430 (7th Cir. 1988)【裁判例一七】がある。連邦や州から資金提供を受けており、それとは別に資金提供を受ける権限を与えられていたにもかかわらずそのようなことのなかった民間の非営利団体が倒産した事例で、連邦や州による、自分達の支払った助成金の帰属についての確認請求である。本件は、政府により厳しくコントロールされているという助成金の性質に照らして、倒産した非営利団体の管財人に、助成金とそれで得た動産の放棄を指示している。裁判所は、債務者は助成金について受託者や管理人や履行補助者に過ぎず、財産は破産財団を構成し

ないことになるのか、それとも、契約に基づいて助成金の支払を受けて、その受領と引き換えに約束したことの履行がなされなかった場合であるのかが問題であるとした。そして、助成金は支払毎に目的が詳細に決められており、その、使用の認められた細目の間で入れ替えて使用する裁量さえ債務者には与えられておらず、一〇〇〇ドル以上の購入品については政府に戻すことが決められていたことから、本件は受託者のように債務者の所有は名目上のものに過ぎないとした。

(172) In re Professional Inv. Properties of America, 955 F.2d 623 (9th 1992).

(173) National Bank of Alaska v. Erickson, 912 F.2d 1125 (9th Cir. 1990).

(174) Chbat v. Tleel, 876 F.2d 769 (9th Cir. 1989).

(175) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(176) In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).

(177) In re Crabtree, 871 F.2d 36 (6th Cir., 1989).

(178) ただし【裁判例一七】（既出注（171））。

(179) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(180) Marin v. Ares Indues. (In re Ares Indus.), 187 F.3d 634 (6th Cir., 1999).

(181) Marin v. Ares Indus. (In re Ares Indus.), 1999 U.S. App. LEXIS 22026 (6th Cir., 1999).［判決集未搭載による引用不可事例］。

(182) 11.USCS507 (a)(3)：五〇七条優先順位、（a）次の費用と債権は次の順序により優先する。・・・・（三）第三順位　申立書提出日または債務者の営業廃止日のうち、いずれか遅いほうの日の前九〇日以内の稼働による次の認容無担保債権であって、各人または各会社について四〇〇〇ドルを限度とする。（A）個人の賃金、給与、手数料であって、有給休暇中の給与等、退職金、病欠休暇中の給与等を含む。（B）債務者の営業の通常の過程における債務者の商品または役務を販売する契約を締結した独立の個人または一人しか従業員がいない会社の稼働における販売手数料であって、上記の日の前一二か月の期間中の稼働によるもので、その七五％の額。

(183) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(184) Blachy v. Butcher, 221 F.3d 896, 901 (6th Cir., 2000), *cert.denied*, 532 U.S. 994 (2001).

(185) 國生一彦『アメリカの不動産取引法』（一九八七　商事法務研究会）六六頁参照。

(186) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(187) Marin v. Ares Indues. (In re Ares Indus.), 187 F.3d 634 (6th Cir., 1999).

(188) Blachy v. Butcher, 221 F.3d 896, 901 (6th Cir., 2000), *cert.denied*, 532 U.S. 994 (2001).

(189) （二〇〇四年六月三〇日現在）。

(190) （連邦倒産法三六二条(a)項（一）号。前号注（52）、高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』（一九九六　商事法務研究会）六四―六五頁参照。

(191) Kitchen v. Boyd (In re Newpower), 233 F.3d 922 (6th Cir., 2000)

(192) 233 F.3d at 926-927.

(193) In re Newpower, 229 B.R. 691, 694 (W.D. Mich. 1999).

(194) X_3の口座からリゾートに移転した三万ドル、X_3口座からX_1に移転した八四〇〇〇ドル、X_3の口座からBのための土地購入のための三五五三〇・八五ドルの自己宛小切手、Bの家屋のための建築資材のためのX_3口座からの小切手一四七八〇・六三ドル、五万ドルの融資の利息としてDにX_3口座から降り出された六〇〇〇ドルの小切手、Bの地下を掘るためにX_3の口座から降り出された一二〇五ドルの小切手［In re Newpower, 229 B.R. 691, 695 (W.D. Mich. 1999)］。

(195) カルカスカウンティの財産のための小切手で債務者Aの口座に預けられた二〇〇〇ドル、X_3の口座から債務者の口座に移転した二九万五千ドル、自己宛小切手でX_3の口座から債務者に移転し、Cの家屋改築C（Ryan Dobry）のためにCに署名の上移転した六万ドル［融資として］、X_3の口座からの小切手二四九六三ドルで債務者名義のモーターボートのためのもの、X_3の口座から債務者の口座に移転した二五〇〇ドル（In re Newpower, 229 B.R. 691, 695 (W.D. Mich. 1999)）。

(196) Poss v. Morris (In re Morris), 260 F.3d 654 (6th Cir. Ohio 2001).

(197) 満期において支払いのない場合に振出人に変わって裁判所に出頭し手形金の支払いを明うる判決の登録を認諾する権限を所持人に与える旨を記載した約束手形。

(198) business premises

(199) 前号注（6）松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」『林良平先生献呈論文集　現代における物権法と債権法の交錯』（一九九八　有斐閣）三五七頁、三六六頁。

(200) 松岡によれば、①と②を重視するのが通説の立場で、②と③を重視する見解の一つが財産膨張理論である。

(201) なお、エクイティ上の権原理論を批判する説が②の根拠を有している場合には、一般債権者は責任財産そのものについての、例えば、契約を原因とするコモン・ロー上の権利を持たないということを強調するのみの趣旨であると解される。

(202) 前掲注（199）松岡、三六六―三六七頁。

(203) 前掲注（199）松岡、三六六頁。

(204) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535 (7th

Cir. 1988).

(205) Emily L. Sherwin, *Constructive Trusts In Bankruptcy*, 1989 U.Ill.L.Rev. 297, at 330-337.

(206) *Id.* at 340.

(207) *Id.* at 336. このようなSherwinの要件のうち、(一)は、不当な利得の存在であり、通常は、救済の原因たる事由を通して決せられる問題であると考えられる。また、Sherwinの要件の(二)は、既述の松岡論文の①にあたるもので、追及可能性の問題であり、(三)は、松岡論文の③にあたるもので、危険の引き受けの問題であると解される。

(208) *Id.* at 337.

(209) *Id.* at 337.

(210) *Id.* at 350-355.

(211) *Id.* at 355-357.

(212) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).

(213) In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).

(214) In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).

(215) In re N.S. Garrott & Sons, 772 F2d 462 (8th Cir. 1985).

(216) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535 (7th Cir. 1988).

(217) National Bank of Alaska v. Erickson, 912 F.2d 1125 (9th Cir. 1990).

(218) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).

(219) 善意有償取得者は、「conversion」の事例では、保護されない。それは、侵害者が物を盗んでも、侵害者が後続の買主に移転できるような権限や利益を獲得しないからである(DAN B. DOBBS, HANDBOOK ON THE LAW OF REMEDIES (2nd ed. 1993), at 281-282)；原告と債務者の権原(title)と占有(possession)が問題となる場合は、コモンロー上の所有権(ownership)とエクイティ上の権原(title)が問題となる場合とは違い、債務者が占有する財産のコモン・ロー上の権原は原告に存在する。そのような場合には、原告の権利の執行を否定したり、判決で宣言するまで原告の権利が存在しないと言うことは、考えられない。このように、原告の権原と債務者の占有が問題になる場合とは、債務者が、賃借人、受寄者、横領者(converter)である場合である。(Andrew Kull, *Restitution in Bankruptcy: Reclamation and Constructive Trust*, 72 Am. Bankr. L.J. 265, 289)。

(220) In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).

(221) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985)

(222) In the Matter of Haber Oil Co., Inc.,12 F3d 426 (5th Cir.

1994).

(223) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(224) Craig v. Swan Seymour, 871 F.2d 36 (6th Cir. 1989).

(225) Nordberg v. Arab Banking Corporation, 904 F.2d 588 (11th Cir. 1990)

(226) Chbat v. Tleel, 876 F.2d 769 (9th Cir. 1989).

(227) In re Professional Inv. Properties of America, 955 F.2d 623 (9th 1992).

(228) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535 (7th Cir. 1988).

(229) In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).

(230) In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).

(231) In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).

(232) In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).

(233) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d. 1013 (5th Cir. 1985).

(234) In re Professional Inv. Properties of America, 955 F.2d 623 (9th 1992).

(235) In re N.S. Garrott & Sons, 772 F2d 462 (8th Cir. 1985).

(236) National Bank of Alaska v. Erickson, 912 F.2d 1125 (9th Cir. 1990).

(237) In re General Coffee Corporation, 828 F. 2d 699 (11th Cir. 1987).

(238) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).

(239) Nordberg v. Arab Banking Corporation, 904 F.2d 588 (11th Cir. 1990).

(240) In the Matter of Iowa Railroad Company, 840 F. 2d 535 (7th Cir. 1988).

(241) In the Matter of Haber Oil Co., Inc., 12 F3d 426 (5th Cir. 1994).

(242) In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).

(243) Chbat v. Tleel, 876 F.2d 769 (9th Cir. 1989).

(244) In re Crabtree, 871 F.2d 36 (6th Cir., 1989).

(245) PALMER, THE LAW OF RESTITUTION (1978), at 182-185.

(246) 29 U.S.C. § 215 (a)(1).

(247) 大山和寿「アメリカ連邦破産法における賃金優先権(3)」早稲田大学大学院法研論集第九七号（二〇〇一）三一三―三一四頁、三一三―三一一―三〇九頁。

(248) 改正破産法一四八条一項三号、一四九条一項・二項。ジュリスト一一七三（二〇〇四）六八―七〇頁。

(249) 金融法務事情一七一〇（二〇〇四）一三―一三一―一四頁。

(250) 改正破産法一五三条一項二号、同三号。NBL七八九号（二〇〇四）一八、二〇頁参照。

(251) 動産売買先取特権者に対する譲渡担保権者の第三者異議を認めた最高裁三小昭和六二年一一月一〇日民集四一巻八号一五五九頁：山野目章夫〈判例評釈〉・民法の基本判例〈第二版〉（月刊法学教室増刊）九七、九九－一〇〇頁他。

(252)「現在の経済的活動においては、あらゆる企業資産の担保化の要請があるといわれる。そして、商人の有する在庫商品のように、それを構成する個々の商品（動産）が、当該商人の経済活動の進行に伴って新陳代謝していく場合に、そのような経済活動を維持しながら、その商品の早退を担保として利用することができれば・・・、当該商人には、さらに金融の道が開けることになる。この場合、金融を与えた担保権者に対しては、担保権実行の際（例えば、担保権設定者たる商人の経営が危機状態に陥り、弁済がされなくなったとき）に、その時点における在庫品全部・・・について、他の債権者に優先して被担保債権の弁済を受けることのできる地位が確保されなければならない。担保権者及び担保権設定者に対し、右のような地位を認めることができる担保の方法は譲渡担保以外にない。これが、構成部分の変動する集合物譲渡担保・・・の問題である。」田中壮太〈調査官解説〉最高裁判所判例解説民事篇昭和六二年六六七頁。

(253) 拙稿「民事判例研究」北大法学論集五二巻五号一七五二頁参照。

(254) 小山泰史「アメリカ法の浮動担保と売主取り戻し請求権の競合（二・完）」民商一一〇－六－一〇〇六、一〇三一頁。

(255) 最判三小昭和四七年一二月一九日（民集二六巻一〇号一九三七頁）は、Aが経営状態が悪いのに健全であることを装ってYから新株の引き受けと貸し付けを受けたが、詐欺を理由として取り消されたので不当利得をYに返還したその後Aが破産した場合に、Yへの返還について、破産法七二条一号による管財人の否認を認めた事案である。最高裁は、原審の判断によれば、詐欺により金員を給付し返還を受けたYが「利得返還請求権を有するにすぎず」、「弁済として給付された物ないし権利」は「破産会社の一般債権者の共同担保である財産に属することは言うまでもないから、これを減少させる行為は、破産債権者の利益を侵害する」として破産法七二条一号による否認が認められるとされており、原審のそのような判断が正当であるとした。なお、原審は、Yの給付した金員には特定性がなく、「給付の原因たる法律行為が詐欺によって取り消されたからといって金員上の所有権がYに復帰」するものではないと示している。この判決について、谷口知平『民法論（1）』（一九八八　有斐閣）二四三頁は、財産状態が正常である時期の詐欺とは違って財

産状態が悪化した場合については、本件のような判断は破産者の不正行為の結果を固定化し温存させるという「不正の実現」に否認権が関与することになるので、「財産状態悪化後に、不法に増加する債務者の財産を一般債権者は当てにすべきではない」とする。しかし、本件ではYが破産者の役員に身内を送り込んだことにより破産者の詐欺が発覚したことから、Yが有利な地位を利用したと見えるので、この点については、公序違反や共謀して他の債権者の権利を侵害したことから破産者からYへの弁済行為を無効にするべきで、否認の法理によるべきではないとする。加藤雅信〈本件評釈〉『倒産判例百選』（一九七六）七二頁は、触知可能な有体物とは違って感性的な知覚可能性を欠く労働力やサービスには不当利得による債権的保護しか与えられないが、有体物であっても不特定物に関しては第三者に混乱を与えないために債権でしか帰属を観念しないとする。しかし、本件判旨のように特定物と金員で差異を設けるべきかは疑問であり、金銭は「高度な代替物」であるとする。他の有体物と同様に特定を要件として物権的な回復を認めると流通に置かれた金銭について取引の安全が害されるが、しかし、被請求者の一般債権者に対する優先が問題になる場合には、「価値の特定を要件として」金員の物権的回復を認めるべきではないかとする。

(256) 角紀代恵〈最高裁平成一五年二月二一日第二小法定判決【裁判例b】評釈〉金法一七一六＝七、一〇頁、道垣内弘人〈最高裁平成一四年一月一七日第一小法定判決【裁判例a】評釈〉法教二六三＝一九八、一九九頁。分別管理義務の有無を重視する立場として、同「最近信託法判例批評（九・完）」金法一六〇〇＝八一、八四頁同「信託の設定または信託の存在認定」『信託取引と民法法理』（二〇〇三　有斐閣）一、八頁（以下本文引用事案は同書を参考とする）。

(257) 民集五六巻一号二〇頁。

(258) 信託法三〇条の射程と立法趣旨については別稿に預けここでは取り上げない。

(259) 民集五七巻二号九五頁。

(260) 民集五七巻六号五六三頁。

(261) 5 AUSTIN W. SCOTT, WILLIAM F. FRATCHER, THE LAW OF TRUSTS (4th ed. 1985), §527 at 683-696.

(262) *Id.* at 686.

(263) *Id.* §528 at 687-697.